

令和4年度高知県水道広域化推進プラン策定委託業務プロポーザル審査要領

令和4年度高知県水道広域化推進プラン策定委託業務(施設統合に係る効果試算)に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和4年度高知県水道広域化推進プラン策定委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 業務にかかる業務実績と実施体制 (20点)
- (2) 施設統合エリアの抽出と選定に関する提案内容 (30点)
- (3) 施設統合のシミュレーションと効果の算定に関する提案内容 (30点)
- (4) 施設統合に係る課題等の整理の提案内容 (15点)
- (5) 経費見積 (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

なお、企画提案者が1社であった場合もプレゼンテーションは行います。

(1) 日時、場所

日時：令和4年4月28日(木)午後1時30分から ※予定

場所：高知県庁本町ビル3階会議室

(高知市本町5丁目2番17号)

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分とします。
- ② 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ③ 詳細については別途お知らせします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、点数の

高い者から順に候補者と次点者を決定します。

ただし、過半数の委員から第1位の順位を与えられた者が存在する場合は、その者を候補者に選定し、候補者以外の者の中で最も各審査委員の点数の合計が高い者を次点者に選定することとします。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、審査基準2と3の合計点が高い順に候補者と次点者を選定し、点数が同じ場合には経費見積りが安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記(4)において、経費見積額が同額である場合には、審査委員の協議によりその者の中から候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査小項目・視点	点数
1 業務にかかる業務実績と実施体制	・本業務と類似する業務実績があり、本事業実施の信頼性が見込まれるか。	10
	・本業務を円滑に遂行するための業務実施体制・スケジュール等が構築されているか。	5
	・担当予定者は十分な能力・実績を有し、本業務を的確に遂行できるか。	5
2 施設統合エリアの抽出と選定に関する提案内容	・施設統合エリアの抽出方法は、エリアの特性を適切に反映可能な納得性のあるものとなっているか。また、提示された統合エリア例は、統合効果の可能性を示唆するものとなっているか。	25
	・提案依頼書に記載した事項以外に、成果向上に役立つ独自の提案がなされているか。	5
3 施設統合のシミュレーションと効果の算定に関する提案内容	・シミュレーションの前提条件・手法は、エリアの特性を適切に反映可能な納得性のあるものが示されているか。	25
	・仕様書に記載した事項以外に、成果向上に役立つ独自の提案がなされているか。	5
4 施設統合に係る課題等の整理の提案内容	・資料の骨子案(イメージ)は、今後の関係市町村との具体的な検討において有益となる情報が整理されたものとなっているか。	10
	・資料作成に向けた手順と工程表は、関係市町村との円滑な調整等の観点から適切であり、かつ日程的に無理のない内容となっているか。	5
5 経費見積	・概算見積は、算出根拠が明解で適切なものになっているか。	5
総合点数		100